

お客さま各位

さわやか信用金庫

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応に関するお知らせ④

日頃よりさわやか信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2021年6月に政府において閣議決定された「成長戦略実行計画」において「5年後の約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会では「2027年3月末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標としております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では下記対応を実施いたしますのでお知らせいたします。

全国銀行協会策定内容の詳細については、一般社団法人全国銀行協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>)

記

1. 当金庫振出手形・小切手の最終振出期限（振出日）の設定および他行振出手形・小切手の預金入金扱いの受付終了に伴い、以下の各種預金規定の改定をいたします。

- ① 当座勘定規定（一般用） 当座勘定既存お取引先用
（2026年3月31日までに、ご開設のお客さまに適用）
- ② 当座勘定規定（一般用） 当座勘定新規開設先用
（2026年4月1日以降、ご開設のお客さまに適用）
- ③ 普通預金規定（決済用普通預金を含む）
- ④ 貯蓄預金規定
- ⑤ 通知預金（証書）規定
- ⑥ 通知預金（通帳）規定
- ⑦ 納税準備預金規定
- ⑧ 定期預金等共通規定
- ⑨ 積立定期預金規定
- ⑩ 定期積金規定

改定する規定の新旧対照表は、[こちら](#)をご覧ください。

改定日：2026年10月1日（木）

当金庫では、資金決済の代替サービスとして「でんさい」・「WEB-FB」サービスをご用意しております。ぜひ、ご利用をご検討いただきますようご案内申し上げます。

- ✓でんさい <https://www.sawayaka-shinkin.co.jp/business/use/densai/>
- ✓でんさいライト <https://www.densai.net/densai-light/>
- ✓WEB-FB <https://www.sawayaka-shinkin.co.jp/business/use/fb/>

夢と未来のサポーター

新	旧
当座勘定規定（一般用） 当座勘定既存お取引先用 （2026年3月31日までに、ご開設のお客さまに適用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4） 略 第2条～第6条 略 第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（4） 略 第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払い場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認して下さい。</u> （3）～（6） 略 第9条～第17条 略 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手	当座勘定規定（一般用） 当座勘定既存お取引先用 （2026年3月31日までに、ご開設のお客さまに適用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4） 略 第2条～第6条 略 第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（4） 略 第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払い場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認して下さい。 （3）～（6） 略 第9条～第17条 略 第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手

新旧対照表

注：下線部分が変更箇所

2026年10月1日改正

新	旧
形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができます。</u> (2) 略 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 略 第20条～第30条 略 以上 <u>(2026年10月1日現在)</u> 〔小切手用法〕 1 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～8 略 〔約束手形用法〕 1～2 略	形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。 (2) 略 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。 (2) 略 第20条～第30条 略 以上 (2026年4月1日現在) 〔小切手用法〕 1 略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～8 略 〔約束手形用法〕 1～2 略

新旧対照表

注：下線部分が変更箇所

2026年10月1日改正

新	旧
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4～8 略 〔為替手形用法〕 1～3 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。 5～10 略 以上 当座勘定規定（一般用） 当座勘定新規開設先用 （2026年4月1日以降、ご開設のお客さまに適用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4） 略 第2条～第24条 略 以上 <u>（2026年10月1日現在）</u>	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4～8 略 〔為替手形用法〕 1～3 略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから<u>できるだけ</u>記入してください。 5～10 略 以上 当座勘定規定（一般用） 当座勘定新規開設先用 （2026年4月1日以降、ご開設のお客さまに適用） 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4） 略 第2条～第24条 略 以上 （2026年4月1日現在）

新	旧
普通預金規定（決済用普通預金を含む） 1 略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） 略 3～19 略 以上 <u>（2026年10月1日現在）</u> 貯蓄預金規定 1 略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） 略 3～18 略 以上 <u>（2026年10月1日現在）</u>	普通預金規定（決済用普通預金を含む） 1 略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） 略 3～19 略 以上 <u>（2025年10月24日現在）</u> 貯蓄預金規定 1 略 2.（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） 略 3～18 略 以上 <u>（2023年8月1日現在）</u>

新	旧
通知預金（証書）規定 1 略 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 略 3～13 略 以上 <u>（2026年10月1日現在）</u> 通知預金（通帳）規定 1～2 略 3.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） 略 4～14 略 以上 <u>（2026年10月1日現在）</u>	通知預金（証書）規定 1 略 2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 略 3～13 略 以上 （2022年6月1日現在） 通知預金（通帳）規定 1～2 略 3.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） 略 4～14 略 以上 （2022年6月1日現在）

新	旧
納税準備預金規定 1 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) 略 3 ～ 18 略 以上 (2026年10月1日現在) 定期預金等共通規定 この定期預金等共通規定は、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、期日指定定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。 但し、この共通規定と相違する内容が個別規定にあるときは、個別規定を優先して適用します。 1. (証券類の受け入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	納税準備預金規定 1 略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2) ～ (5) 略 3 ～ 18 略 以上 (2022年6月1日現在) 定期預金等共通規定 この定期預金等共通規定は、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金、期日指定定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。 但し、この共通規定と相違する内容が個別規定にあるときは、個別規定を優先して適用します。 1. (証券類の受け入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

新旧対照表

注：下線部分が変更箇所

2026年10月1日改正

新	旧
(2) 略 2～11 略 以上 (2026年10月1日現在) 積立定期預金規定 1～2 略 3 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 略 4～14 略 以上 (2026年10月1日現在) 定期積金規定 1 略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形ま</u>	(2) 略 2～11 略 以上 (2023年8月1日現在) 積立定期預金規定 1～2 略 3 (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 略 4～14 略 以上 (2022年6月1日現在) 定期積金規定 1 略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

新旧対照表

注：下線部分が変更箇所

2026年10月1日改正

新	旧
たは小切手は受入れません。 (2) 略 3～17 略 以上 (2026年10月1日現在)	(2) 略 3～17 略 以上 (2023年8月1日現在)